

大田市告示第145号

大田市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱（平成25年大田市告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月2日

大田市長 楫野弘和

第2条第2号を次のように改める。

- (2) いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の者で、聴覚の身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、30デシベル未満であっても補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する場合は対象とする。

第2条第3号を削る。

別表中「

ポケット型	59,000円	5年	基準額は、電池（骨導式ポケット型にあつては、電池に加えて骨導レシーバー又はヘッドバンド）を含むものとする。イヤモールドを必要とする場合は、基準額
耳かけ型	71,200円		
耳あな型（レディメイド）	92,000円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900円		

骨導式ポケット型	74,100円		に9,500円を上限として必要な額を加算するものとする。 修理及び電池のみの交換にかかる経費は助成対象外とする。
骨導式眼鏡型	126,900円		

」を「

ポケット型	59,000円	5年	基準額は、電池（骨導式ポケット型にあっては、電池に加えて骨導レシーバー又はヘッドバンド）を含むものとする。イヤモールドを必要とする場合は、基準額に9,500円を上限として必要な額を加算するものとする。 修理及び電池のみの交換にかかる経費は助成対象外とする。 補聴援助システムを必要とする場合は受信機及びワイヤレス
耳かけ型	71,200円		
耳あな型（レディメイド）	92,000円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900円		
骨導式ポケット型	74,100円		
骨導式眼鏡型	126,900円		

		<p>マイクの価格の合計が232,700円の範囲内でそれぞれ必要な額を加算するものとする。オーディオチューを必要とする場合は、5,250円の範囲内で必要な額を加算するものとする。また、受信機、ワイヤレスマイク又はオーディオチューのみを必要とする場合は、単独で助成の対象とすることができる。デジタル補聴器で補聴器の装用に関し専門的な知識・技術を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算するものとする。</p>
--	--	--

」に改める。

附 則

この告示は、令和7年9月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。